

孫(前田) 四

利 長 在判

(天正十八年)
十月廿三日
不破彦三殿

御陣所

十月。前田利家、在金澤の前田安勝に、將に歸陣せんとするを告ぐ。

二〇四八

【寸錦雜編】

尙々藤右衛門尉屋敷之事、我等申とも被仰まじく候。八右衛門をかへし申候間、一筆申入候。一昨日之御返事に如申候、爰元はや隙明申候間、來十日比罷出可令歸陣候。

一、富田藤右衛門屋敷ニ普請を可仕候間、下々御くだし可有之候。かね／＼申つる義ニ候。

一、新川郡未進當納・小成物・山地子以下之儀ニ八右衛門をかへし申候。堅可被仰付候。恐々謹言。

(前田安勝)
五郎兵衛殿

(前田利家)
筑

津輕より

(この文書日附を缺く。案するに十月にあるべし。その富田藤右衛門屋敷といふは、後に藤右衛門丸といふ城内の地を指すものゝ如し。世に藤右衛門丸を小塚藤右衛門の館址とするものは誤なるべく、小塚は天正十一年柳ヶ瀬の役に歿せり。)

十一月四日。豊臣秀吉、越前北庄城主堀秀政の子秀治に襲封せしめ、大聖寺の村上頼勝・小松の溝口秀勝をして舊の如くその與力たらしむ。

【遺編類纂】

二〇四九

於越前・加賀兩國内、左衛門督當知行分合拾六萬石事、相添目錄別紙令扶助之訖。全可領知。并村上周防守・溝口伯耆守兩人、爲與力如先々被相附者也。

天正十八

十一月四日

(豊臣秀吉)
朱 印

(堀秀治)
羽柴久太郎どのへ

(別紙目錄は今傳はらず。)

孫(前田) 四

利 長 在判

(天正十八年)
十月廿三日
不破彦三殿

御陣所

十月。前田利家、在金澤の前田安勝に、將に歸陣せんとするを告ぐ。

二〇四八

【寸錦雜編】

尙々藤右衛門尉屋敷之事、我等申とも被仰まじく候。八右衛門をかへし申候間、一筆申入候。一昨日之御返事に如申候、爰元はや隙明申候間、來十日比罷出可令歸陣候。

一、富田藤右衛門屋敷ニ普請を可仕候間、下々御くだし可有之候。かね／＼申つる義ニ候。

一、新川郡未進當納・小成物・山地子以下之儀ニ八右衛門をかへし申候。堅可被仰付候。恐々謹言。

(前田安勝)
五郎兵衛殿

(前田利家)
筑

二〇五二

【古蹟文徴】

態申述候。抑舊冬者津輕表御在陣之刻、節々使者以飛脚雖申述候、最上與仙北之路次何共不自由、通途不罷成に付而、最上・仙北境目より使者・脚力數度無体に罷歸候キ。餘之無沙汰之体迷惑之間、去冬京都迄爲飛力申宣之處に、御懇答于今本望之至候。

一、今度於奥表に不慮之雜説出來仕候。然處に淺彈御下候條、彼方へ拙者存分速に申披、會津少將殿与間事澄候。

一、去月廿一日我等爲一人奥郡表へ罷下、殘徒等致退治之由霜臺へ申合、日取仕候處に、去月四日之御朱印、十九日に下着候間、俄に存立、昨日廿二日當地遠州濱松之城へ令上着候。御前之義、年來之首尾與云、順逆共に貴殿へ任入迄に候。

一、今般雜説之譯出候。御前に拙者身上可然御取成之由更々難申盡候。彌御前にて今度之始末共遂直面を、條々申度迄に候。恐々謹言。

伊達左京大夫

十二月廿二日。前田利家、伊達政宗に、陸奥の仕置を終り加賀に歸りたる後更に上洛したることを報す。

二〇五〇

【伊達家文書】

兩通之御狀具加披見候。如仰津輕表御糺明相究、去月罷上候。路次終一揆少々雖相發候、無指儀之條至賀州令歸着、則上洛仕候。隨而大葛表一揆于今不相靜様ニ承候。如何無御心元候。猶期御上洛之時候。恐々謹言。

羽柴加賀宰相

(天正十八年)
十二月廿二日

利 家 在判

(政宗)
伊達左京大夫殿

御返報

天正十九年

辛卯

紀元二二五一

閏正月廿三日。伊達政宗遠江濱松より、前田利家に、その懇情を謝し且豊臣秀吉に斡旋を囑す。